

制定 2016年 3月6日

運営委員会委員選出の細則

佐倉染井野S1地区建築協定運営委員会

(目 的)

第1条 この 運営委員会委員細則は、佐倉染井野S1地区建築協定書(以下 協定書 という)第21条(その他必要事項の制定)により、協定書第11条(運営委員会)の規定内容について、運営委員会の組織及び運営に必要な事項として、運営委員会が別途詳細を定めるものである。

(委員の選出)

第2条 運営委員会の委員の選出は、協定区域内の土地の所有者等の互選により選出するが、佐倉染井野緑地協定運営委員会規約第12条により定めるブロック割に基づいて、各ブロックから委員(以下、「ブロック役員」という。)を1名選出することとする。

2. ブロック役員は、各ブロックにおける立候補者、又は各ブロックで定める順番による輪番制による者から選出する。
3. やむを得ない事由により、輪番制によるブロック役員を引き受けることが困難な場合には、現会長及び必要に応じて現委員とも相談のうえ各ブロック内で調整し、順番を変更することが出来る。

付 則(本細則の施行と改訂)

付則1 本細則は、2016年3月7日から施行する。

付則2 本細則の改訂は運営委員会がこれを審議決定する。

<改訂履歴>